



第10回 単独室の中でも、同性愛の雑誌は読めないの？

— 刑事施設内の性的マイノリティの人権問題

人権擁護委員会委員 小塚 陽子 (58期)

当会は、2008年6月30日、東京拘置所に対し、被収容者が単独室内で同性愛者向け雑誌（「Badi」。現在は休刊中）を読むことを制限した措置について、憲法上保障されている図書の閲読の自由を侵害するものであると警告した。その後も、東京拘置所に勾留されている別の被収容者から同趣旨の申立てがなされ（対象の雑誌は「麗人」、「花音」等22誌）、2015年10月20日に警告を発している。

いずれの事件も申立人は男性同性愛者であり、申立当時、未決拘禁者として単独処遇を受けていた。単独処遇では、居房は1人部屋、食事、入浴、運動は、他の男性被収容者と接することなく、単独で行われる。

東京拘置所が自室内での同性愛者向け雑誌の閲読を制限した理由は、刑事施設内の規律及び秩序の維持というものである。東京拘置所は、男性同性愛者向けの図書の閲読を許した場合、性的興味や性的興奮を募らせ、居室外において他の被収容者に対して発作的にわいせつ行為等に及んだりする等主張した。

禁止の対象となった男性同性愛者向け雑誌は、いずれも、男性同士の恋愛を主題とした漫画や男性同士の性行為等を描写する官能小説、男性同士の性行為場面の写真等が掲載されている成人向け雑誌である。さらに、国内外のゲイに関する情報や読者の投稿欄もあり、情報獲得・交流のツールでもあったといえる。

そもそも、未決拘禁者にも、原則として一般市民としての自由が保障されるべきであり、刑事施設内の規律及び秩序の維持のために図書等の閲読の自

由が制限される場合であっても、それは拘禁目的を達するために真に必要と認められる限度に止められるべきである。この理は同性愛者であっても同様である。

単独処遇を受けている被収容者が、本件で禁止された雑誌を、自室内で独りで読んだとしても、他の収容者に対してわいせつ行為等に及ぶなどの事態が生起することは考えにくい。また、本件で禁止された雑誌には男性間の性行為等の場面が描写されているが、東京拘置所では、異性間の性行為等の場面が描写されている成人向け雑誌の閲読は認められている。それらの雑誌と本件で禁止された雑誌とを比較しても、わいせつ性の程度は異なるところがない、と認められた。

このような検討を経て、東京拘置所が同性愛者向け雑誌の閲読を制限した措置は、性的指向による不合理な差別的取り扱いであり、必要かつ合理的範囲を超えて図書閲読の自由を侵害するものである、と判断した。

紹介した事件は、やや古いものになるが、同性愛という性的指向をもつ被収容者の人権とその保障について、ある視点から問題点を提示したという意義があったと考える。

法務省矯正局は、成人矯正課長・矯正医療管理官連名で「性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について（通知）」平成23年（2011年）6月1日付け法務省矯成第3212号を発している（2015年10月1日改正）。この通知に基づく運用はどのような状況か、性的マイノリティの被収容者の人権はどのように保障されているか、なお注目が必要である。

*ここで取り上げた事例の警告の趣旨等は、当会のウェブサイト（私たちのメッセージ）→〈人権救済申立事件〉に掲載されているので、こちらもご覧いただきたい。